

静岡県告示第399号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、伊東市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

池ノ段土砂災害警戒区域 池ノ段土砂災害特別警戒区域
洞ノ入A土砂災害警戒区域 洞ノ入A土砂災害特別警戒区域
洞ノ入B土砂災害警戒区域 洞ノ入B土砂災害特別警戒区域
留田土砂災害警戒区域 留田土砂災害特別警戒区域
洞ノ入C土砂災害警戒区域 洞ノ入C土砂災害特別警戒区域
一ノ沢土砂災害警戒区域 一ノ沢土砂災害特別警戒区域
川向土砂災害警戒区域 川向土砂災害特別警戒区域
小倉平土砂災害警戒区域 小倉平土砂災害特別警戒区域
柏嶺土砂災害警戒区域 柏嶺土砂災害特別警戒区域
阿原ヶ沢A土砂災害警戒区域 阿原ヶ沢A土砂災害特別警戒区域
細久保C土砂災害警戒区域 細久保C土砂災害特別警戒区域
栗薪土砂災害警戒区域 栗薪土砂災害特別警戒区域
池ノ平B土砂災害警戒区域 池ノ平B土砂災害特別警戒区域
ヨシアラ土砂災害警戒区域 ヨシアラ土砂災害特別警戒区域
伊東道土砂災害警戒区域 伊東道土砂災害特別警戒区域
岩下土砂災害警戒区域 岩下土砂災害特別警戒区域
サツ取土砂災害警戒区域 サツ取土砂災害特別警戒区域
歯朶平土砂災害警戒区域 歯朶平土砂災害特別警戒区域
三ノ沢C土砂災害警戒区域 三ノ沢C土砂災害特別警戒区域
初平治山B土砂災害警戒区域 初平治山B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県熱海土木事務所及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第400号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

梅ノ木洞沢土砂災害警戒区域 梅ノ木洞沢土砂災害特別警戒区域
大門洞沢B土砂災害警戒区域 大門洞沢B土砂災害特別警戒区域
松江入沢土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

萩原土砂災害警戒区域 萩原土砂災害特別警戒区域
外沢海土砂災害警戒区域 外沢海土砂災害特別警戒区域
平戸土砂災害警戒区域 平戸土砂災害特別警戒区域
大門A土砂災害警戒区域 大門A土砂災害特別警戒区域
下小山田土砂災害警戒区域 下小山田土砂災害特別警戒区域
横道下土砂災害警戒区域 横道下土砂災害特別警戒区域

井田田向A土砂災害警戒区域 井田田向A土砂災害特別警戒区域

中洞土砂災害警戒区域 中洞土砂災害特別警戒区域

大耕地平A土砂災害警戒区域 大耕地平A土砂災害特別警戒区域

大門B土砂災害警戒区域 大門B土砂災害特別警戒区域

柳ヶ窪A土砂災害警戒区域 柳ヶ窪A土砂災害特別警戒区域

柳ヶ窪B土砂災害警戒区域 柳ヶ窪B土砂災害特別警戒区域

中畑土砂災害警戒区域 中畑土砂災害特別警戒区域

橘沢土砂災害警戒区域 橘沢土砂災害特別警戒区域

大久保B土砂災害警戒区域 大久保B土砂災害特別警戒区域

谷津C土砂災害警戒区域 谷津C土砂災害特別警戒区域

片蓋B土砂災害警戒区域 片蓋B土砂災害特別警戒区域

小峯土砂災害警戒区域 小峯土砂災害特別警戒区域

沢海B土砂災害警戒区域 沢海B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。)